

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530008

研究課題名（和文）

フランス人権宣言の法制史的研究

研究課題名（英文）

Legal History of the French Declaration of the Rights of the Man and the Citizen

研究代表者

石井 三記 (ISHII MITSUKI)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：60176146

研究成果の概要（和文）：本研究は、法的文書の「世界遺産」と呼びうるフランス革命期1789年人権宣言に法制史の立場から光を当てて、従来の狭く憲法学の観点からのみ捉える見方とは異なる読みがあることを示そうとするものである。その際、テキストのこぼれにこだわることで、たとえば「人権」ということばの初出が1760年代にあることや、当時の人がこの宣言にこめていた意味内容のひろがりをも明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：This research proposes a different reading of “the Declaration of the Rights of the Man and of the Citizen” of 1789 under the French Revolution, one of the fundamental legal documents which can be called “world heritage”, from the point of view of the legal history rather than from the constitutional viewpoint in a narrow conventional sense. And, by observing attentively the terminology of the text, we could illuminate the first apparition of the term “rights of the man” in the 1760s and understand the meaning thought in those days.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史、人権宣言、フランス革命

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、フランス人権宣言の研究は、ある意味で当然のことではあるが、多くは憲法学者によってなされてきた。わが国では、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」1964年が本格的な人権宣言研究のスタート地点にあるといえるが、もちろん、戦前にもイェリネックとプトミーの人権宣言の起源論争は美濃部達吉その他によって紹介され

ていたし、さらに遡って人権宣言の翻訳自体も明治9年にはお雇い外国人ジブスケの佛蘭西憲法の中でなされている。深瀬忠一以降は、稲本洋之助の東大社会科学研究所編『基本的人権の研究』所収の論文、主権概念をめぐる杉原泰雄と樋口陽一の論争などを経て、1989年のフランス革命二百周年を契機とした研究、とくに辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性—フランス人権宣言と現代憲法—』1992年、田村理『フランス革命と財

産権』1997年が憲法学と歴史学を接合しようとするものとして重要であり、また石埼学の法律中心主義を問題にした人権宣言研究もある。またアメリカ憲法専攻者ではあるが澤登文治『フランス人権宣言の精神』2007年は、憲法学の中で深瀬忠一以来の研究が続けられていることを示す貴重なものになっている。

(2) 目を海外、とくにフランスの研究動向に転ずると、ここでも革命二百周年が1789年の人権宣言の二百年目になっていることから、文字通り汗牛充棟の文献が出されている。資料集としては、S. Rials 編のものが新書判ながら七百頁を超える文献で、人権宣言制定作業過程の詳細にとどまらず、イギリスのマグナカルタからアメリカ諸州の宣言までも収録するものになっている。資料集としては、このほか、A. de Baecque や L. Jaume のものがある。人権宣言を直接研究する文献も多数あるが、シンポジウム報告や雑誌の「フランス革命」ないし「人権宣言」特集号が重要である。とくに、S. Rials が中心となった法学雑誌 *Droits* は複数号にわたって、「人権宣言」特集を組み、M. Troper をはじめとする憲法学者の論文を収録している。

2. 研究の目的

(1) 以上のような研究状況の中で、本研究の問題関心は、憲法学的な枠組みだけでなく、フランス革命史研究の大家であるリン・ハントの近著 (L. HUNT, *Inventing Human Rights*) に触発されて、それをさらに発展させた法制史的なアプローチを押し出すことによって、法的文書の「世界遺産」と呼びうるフランス人権宣言に新たな光を投げかけることにある。具体的には、法的テキストとして練り上げられていく過程での「ことば」「表現」にこだわることによって、たとえば、なぜ「宣言」というタイトルになるのか、前文の「最高存在」とは何か、第3条の「principe」とはどう訳すのか、第17条の「所有」が当初は複数形であったことの意味等々を、法制史研究者の視点から解明し、従来のフランス人権宣言とは一味違った読みを提示することを目指した。そのことが近代的な人権思想の歴史的意義を再確認させ、人権の基礎理論研究に寄与することになると確信するからである。

(2) また、本研究の特色としては図像学的な研究も取り込もうとした。いわゆる、イコノロジー研究は2008年の法制史学会のミニ・シンポジウムとして「法と正義のイコノロジー」と題して、法制史研究の手法として注目を集めるようになったが、フランス革命期の人権宣言のポスター類を収集して比較検討することで、人権宣言のテキストに出

てくることばがどのような図像で表彰されているのかが視覚的に解明できるのである。もっとも有名なのは「最高存在」がポスターの図では三角形の中の眼、すなわち「万物を見通す理性の眼」として描かれるように、当時の人々に直感的にわかりやすいようになっている。このような手法の限界にも注意しておく必要はあるものの、これもひとつの読解として有効であると考えている。

3. 研究の方法

(1) 法的テキストとしてのフランス人権宣言に登場する用語に着目し、議会での起草過程の議事録を調査することで、どのようなインプリケーションズを伴ってその言葉が選ばれてきたのか、またどのような議論があったのかを実証的に解明し、つぎに歴史的背景をアンシャン・レジーム期にまで拡げて、どのような用語例があるのかを当時の辞書・事典・文献等で検討して、フランス人権宣言の新たな読解をおこなう。その際に、1789年の人権宣言は1791年憲法の冒頭に置かれるので、このときに細部において変化していることにも留意する。さらに、フランスにおけるその後の人権宣言の歩みについても、1793年、1795年(95年は権利「義務」宣言)の宣言も視野に入れて、法制史的な、同時代的な、かつアンシャン・レジームからの人権宣言の読みを提供することによって、従来の憲法学的なオーソドックスな読解とは異なる理解の可能性を提示する。文献の収集としてはフランス国立図書館やアルシーヴ・ナショナルを利用したほか、古書として1791年憲法などを入手することもできた。

(2) 図像学のイコノロジーの面からのアプローチについては、フランス現地での博物館等での調査がどうしても必要になる。とくに、ヴィジールのフランス革命博物館やパリのカルナヴァレ博物館に所蔵されているポスター類が貴重であり、それらの子細に検討するやり方をとった。

4. 研究成果

(1) 上述のごとく、本研究の目的は、法的文書の「世界遺産」と呼びうるフランス革命期の1789年人権宣言にフランス法制史の立場から光を当てて、従来の狭く憲法学の観点からのみ捉える見方とは異なる読みもあることを示そうとするものである。その際に、1789年に議会で採択され国王に受諾された人権宣言のテキストがフランス最初の成文憲法である1791年憲法の冒頭に

置かれたときに語句の変化を伴っていたことを実証的に明らかにすることを、1789年に印刷された人権宣言と1791年に地方で印刷された91年憲法の貴重な一次史料を入手することで達成した。すなわち、所有の不可侵神聖性を定めた第17条の「所有」が89年段階は複数形であり、91年段階に単数形に変化したことが、この一次史料および革命期のポスターで確認できたのである。また、フランスの国立文書館での調査により、1789年8月26日に議会で可決された人権宣言を国王ルイ16世の裁可を仰ぐために提出された手書きのマニュスクリプト段階では第16条が最後になる可能性があることも判明した。これは、これまでの研究では言及されてこなかった論点である。つまり、近代的憲法概念をネガティブなカタチで定義したといえる「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は憲法をもたない」との条文が末尾を飾るのが法的文書として整っていると当時の人びとも考えていたのである。

(2) さらに、フランス革命期に誕生した官報にあたる『モニトゥール』のリプリント版を本科研費で購入することができ、その貴重な資料を通じて1789年人権宣言の審議過程のなかでどのような議論がなされてきたのかを検討することができた。こうして、最終年度の2012年3月23日にはパリ第13大学と名古屋大学法学研究科との共催による日仏シンポジウム「アジアとヨーロッパにおける人権—確立・制度・保障—」の日本側実行委員長および報告者として最終年度のまとめたなかたちでの研究成果をフランス語で発表することができた。本研究代表者は法制史の観点から「1789年人権宣言のターミロジーとイコノロジー」と題して、まず1789年段階の人権宣言のポスターと、人権宣言が2年後1791年憲法の冒頭に置かれた段階でのポスターの文言との違いに注目し、テキストの細部にわたる変更点を検討して、テキスト・クリティークの重要性に注意を向けたあと、具体的には第3条に登場するprincipeということばをアンシャン・レジーム期の辞典等で、それが神学的な意味さえ持ちうること、人権(droits de l'homme)ということばもその初出はルソーの『社会契約論』にあるのだが、そのルソーの使い方は前後の文脈から、じつは同書末尾の「市民宗教」を論じた章に登場するのであり、ここでも宗教的性格をおさえておくことの重要性を示唆しえた。というのも、1789年人権宣言の前文では「最高存在」ということばが出てくるが、これは「神」を意味することはつとに知られており、わが国で最初に1789年人権宣言が

紹介されたときの訳では「天神」になっていたことも、日本からフランス人権宣言の読みを照射しうる事例になっているといえる。

(3) イコノロジーということでは、公民教育のために革命期の1791年に出されたすごろく遊びの図が参考になり、そこでは人権の概念がアリストクラシー批判に結びついていることを明らかにすることができた。このように、従来の人権宣言の読解とは異なる読みの提示をおこないえたことは、人権宣言のおもしろさをわかりやすく社会に発信するうえでも重要と考える次第である。その意味で2010年10月15日に愛知県立半田高校にいわゆる「出前講義」に行き高校生に向けてフランス革命の話の人権宣言の数種類のポスターなども見せながらその現代にまで生き続ける意義を語ったが、後日送られてきた感想には人権宣言という名前だけ知っていたことを法の観点からみることでできておもしろかった等々、好意的に受け止められていて、今後も教育的側面にも力を注ぎたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① セリーヌ・スペクトール (著) 石井三記・福田真希 (共訳) 「われわれがこうした連中を人間であると仮定することは不可能である—『法の精神』第15編における奴隷制の理論」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、241号、2011年、243-261頁
- ② 石井三記・福田真希 (共訳) 「ベッカリア『犯罪と刑罰』第五版(三)」、『名古屋大学 法政論集』、査読無、231号、2009年、231-269頁

[学会発表] (計3件)

- ① 石井三記 「La terminologie et l'icnologie de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789」、*«Droits de l'homme en Asie et en Europe: Consécration — Institutions — Protection»*、2012年3月23日、パリ市公証人会館
- ② 石井三記 「名古屋大学所蔵貴重書モンテスキュー『法の精神』1748年版等について」、法制史学会中部部会第64回例会、2011年10月15日、名古屋大学
- ③ 石井三記 「フランス革命期の国王裁判における4回の表決の分析—フランス法制史からの読み—」、日本西洋史学会第59回大

会、2009年6月14日、専修大学

〔図書〕(計2件)

① 石井三記「フランスにおける治安判事の誕生と勸解調停制度」、川口由彦編『調停の近代』(勁草書房)所収、2011年、59-91頁

② 石井三記「アダム・スミス思想体系の形成：カラス事件関係」、名古屋大学附属図書館『アダム・スミスと啓蒙思想の系譜』名古屋大学附属図書館特別展カタログ所収、2010年、46-50頁

〔その他〕(計1件)

ホームページ等

高校への出前講義：

① 石井三記「法の歴史から見たフランス革命」、2010年10月15日、愛知県立半田高等学校

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 三記 (ISHII MITSUKI)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号：60176146

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし